

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>(8) 人材の育成</p> <p>第3章 分野別施策の推進</p> <p>1. 分野が特定しえない人権課題</p> <p> (1) 公権力と人権</p> <p> (2) 環境と人権</p> <p> (3) 情報と人権</p> <p>2. 分野別の人権</p> <p> (1) 女性の人権</p> <p> (2) 子どもの人権</p> <p> (3) 高齢者の人権</p> <p> (4) 障がい者の人権</p> <p> (5) 同和問題 <u>（部落差別）</u></p> <p> (6) 外国人の人権</p> <p> (7) 感染症および難病等患者の人権</p> <p> (8) 犯罪被害者および家族の人権</p> <p> (9) 刑を終えた人の人権</p> <p> (10) その他、今後に取り組むべき人権課題</p> <p>3. 私たちが本当に考えるべきもの</p> <p> (1) 人権侵害の内容</p> <p> (2) 人権文化の創造をめざして</p> <p> (3) 響き合う優しい心を</p> <p>第4章 施策推進のための体制づくり</p> <p>1. 人権尊重の社会づくり審議会</p> <p>2. 庁内推進体制</p> <p> (1) 人権行政推進本部</p>	<p>・ 文言の変更</p>	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>(2) 幹事会</p> <p>3. 市民参加による推進体制</p> <p>(1) 地域を基盤とした人権運動</p> <p>(2) 人権を考える市民団体との連携づくり</p> <p>(3) 相談・支援・救済の体制づくり</p> <p><u>4. 目標値の設定</u></p> <p>結びにかえて</p>		
<p>第1章 基本方針策定への基本的考え</p> <p>1. 人権の基本理念</p> <p>私たちは、一人の人間としてこの世に生を受け、育ち、学び、働き、そして生活しながら次世代を生み、育て、老いて子孫に人間の生涯について伝え、やがてその生涯を閉じていきます。</p> <p>この一生を支えるために、近代憲法は、すべての人が個人として生存するのに欠かすことの出来ないもの、すなわち「生命、自由、財産」を自分のものにするを他の何ものにも勝る権利として、最大限に尊重することにしました。</p> <p>日本国憲法もこれと同じく、国民が「個人」として尊重されるということ、すなわち「人間の尊厳」の確立に国家存立の究極の理由を求め、「すべて国民は、個人として尊重され」「生命、自由及び幸福追求」は「国民の権利」として、「公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重」されることを明示しています。（日本国憲法第13条）</p> <p>人間は、個人として尊重されるということは、各人が偶然に身をおいている場所、環境のゆえに尊重されるのではなく、人格そのものが、他の要素とのかかわりに全く関係なく尊重されるということです。</p> <p>人種や性別その人の出生地などの先天的なもの、社会的地位や生活環境などの後天的なものによって尊重されるのではなく、人間としての人格を備えたその存在自体が尊厳性の主体となるということです。</p> <p>人間は、自分の喜びを喜びとして感じ、自分の痛みを痛みとして感じ、それに基づく自</p>		<p>・ 巻末に「設定した目標の指標一覧」を追加</p>

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>己の意思決定を自らで行うことの出来る存在として捉えられねばなりません。</p> <p>ここには、先天的、後天的な環境を取り除いた人間個人の姿が存在しているのです。</p> <p>日本国憲法では、人はみな「法の下に平等であって」、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（日本国憲法第14条）と具体的に例示して、平等の考え方を確認しています。</p> <p>しかし、現実にはいろいろな理由をつけて、「自由及び幸福追求の権利」や「法の下での平等」が制限されたり、奪われたりすることがあります。私たちはこうした事実を人権侵害（差別）と呼んでいます。</p> <p>人権侵害の背景には社会による排除・摩擦や社会からの孤立というものがあります。「社会による排除・摩擦」や「社会からの孤立」をつくりだす要因は社会そのものの仕組み、特に民主主義の発達の程度と深く結びついています。私たちは、この社会の「排除体質」を根本から変革し、お互いが支えあう社会、「社会的包括（ソーシャル・インクルージョン）」^(*)を築いていく必要があります。</p> <p>民主主義が未成熟な社会では人権侵害そのものが問題とはされず、差別を受ける本人の個人的弱点とみなされがちです。</p> <p>こうしたさまざまな問題を抱えながら、時代を超えて、基本的人権はそれぞれの国の内部における民主主義の課題として取り組まれ、確立・拡充してきました。</p>		
<p>2. 二度にわたる大戦の反省から</p> <p>基本的人権を破壊する最も大きなものは戦争です。昭和23年（1948年）の世界人権宣言は、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした」として、20世紀における二度にわたる世界大戦の反省から、個人にかかわる基本的人権の保障を国際社会の課題として取り組もうと宣言しています。</p> <p>その後国際連合はこの世界人権宣言を具体化し、各国に実施を義務づけるための基本的な条約として、「国際人権規約」^(*)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「^(*)児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などを採択するとともに、他方で</p> <p>「^(*)国際人権年」「^(*)国際婦人年」「^(*)国際児童年」「^(*)国際障害者年」「^(*)国際識字年」など国際的な取組を通して各国に人権確立の取組を推進するように呼びかけてきました。</p> <p>世界規模の戦争の危機は乗り越えてきていますが、例えば東西冷戦構造崩壊後に期待された世界平和は、その後逆に遠のき、人種、民族、宗教などによる対立が表面化し、世界の至るところで局地的な戦争が多発し、貧困・飢餓・難民問題などは、世界各地で深刻な人権侵害をもたらしています。</p> <p>戦争は社会による排除・摩擦の最も大規模なものであり、自分たちの国家や民族の価値観で他の国家や民族の価値観を否定し、排除し、支配しようとするものであり、多大の犠牲者を他国民だけでなく自国民内にもつくり出しました。</p> <p>このような厳しい状況を背景として、国際連合は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に人権教育を実施するよう行動計画を示し、人権教育を通して人権の文化を世界に築くための国際的な取組が展開されました。さらに、平成16年(2004年)12月の国連総会において、この行動計画を受け継ぎ、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を採択しました。<u>また、平成18年(2006年)には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」も採択されています。</u></p>	<p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年、「障害者の権利条約」採択 ・2011年、「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<p>審議会の意見</p>
<p>3. わが国における人権確立の教訓</p> <p>わが国固有の人権侵害である同和問題は、封建時代の被差別身分の人々の集落であった地域社会に対する他の地域社会からの排除・摩擦の典型です。</p> <p>戦後、和歌山県では、本問題克服に向けて「^(*)責善教育」という名の同和教育が行われ、</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>また国に先駆けて同和問題の解決を重要課題と位置づけ補助制度を創設するなどの同和対策が推進されました。本格的な取組に発展するのは、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申と、これが政策として具体化され昭和44年（1969年）の同和対策事業特別措置法制定からです。</p> <p>こうした中で、権利回復をめざす人々や団体を中心として、大きな社会運動が展開されました。そして、これに応える形で学校教育・社会教育の現場では民主主義や人権の教育が展開され、差別することの不合理性が認識され、本問題の解決を願う多くの支持者をつくり出しました。</p> <p>また、行政は就職差別を始めとするさまざまな人権侵害の解決のために平成14年（2002年）3月まで特別な対策を実施してきました。</p> <p>前近代社会（封建時代）における身分による価値観は、それを否定して誕生した近代社会において解消するはずですが、わが国にあっては生き続け、新しい日本国憲法下においてもなお存続し続けました。</p> <p>この問題の解決に向けて取り組まれた実践は、実態的差別をほぼ解消するまでに至り、平成14年（2002年）3月に同和対策という特別対策は終結しました。このような状態が作り出された取組は他には例がありません。女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人の問題等々、社会による排除・摩擦や社会からの孤立を克服する課題が社会問題化している<u>いく</u>中、その意味で同和問題解決に向けたこの33年間の取組は、わが国における人権確立の取組に大きな教訓を残して<u>います</u>ました。</p> <p><u>そして、この教訓は、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みへと広がっていきま</u>した。平成5年（1993年）に「障害者基本法」、平成7年（1995年）に「高齢者対策基本法」、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、それぞれ施行されています。</p> <p>また、<u>人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、平成14年</u></p>	<p>事務局</p> <p>・さまざまな人権問題に関する法律等の制度整備の流れが進む。</p>	<p>審議会の意見</p>

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p><u>（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が、国において策定されています。</u></p>		
<p>4. 人権尊重の社会づくりに向かって</p> <p>同和問題の解決に向けて取り組んできた成果と経験は、すべての人権擁護の取組に生かさなければなりません。今日までの取組を見つめると、今後の総合的な地域支援政策として学ぶべき実践が多数あるということが分かります。</p> <p>こうしたことを背景として、人権が尊重される明るい社会づくりを推進するために、たゆまぬ努力を傾注することを決意し、旧橋本市では平成14年（2002年）6月「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成17年（2005年）3月「人権施策基本方針」を策定したところです。</p> <p><u>また、平成18年（2006年）3月1日に橋本市と高野口町が合併し、新橋本市が誕生する中で、この条例の理念を継承し新たに「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、また<u>さらに</u>同年6月には新たに「人権擁護都市宣言」に関する決議がなされたところです。</u></p> <p>この条例は「人権尊重の社会づくりを進めるに当たり、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現を図る」（同第1条）ことを目的とし、今後の本市の進むべき道を明らかにしました。<u>そして、平成20年（2008年）3月には、新市として「人権施策基本方針」の改訂を行い、今に至っています。</u></p> <p>本市行政の役割は「あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進する」（同第2条）ことであり、市民の役割は「あらゆる場や機会において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重される社会の実現に努める」（同第3条）ことです。</p> <p>本市行政には市民の人権を保障する責務があり、憲法が保障する自由及び権利は、市民の不断の努力によってこれを保持しなければならない義務があることを、日本国憲法の理念に従い具体化したものです。</p>	<p>・2008年 合併による基本方針の改訂</p>	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p><u>5. 人権をめぐる最近の動向</u></p> <p><u>平成 23 年（2011 年）には、東日本大震災や紀伊半島大水害が発生するなど、相次ぐ自然災害に見舞われ、また多くの尊い命が奪われたことを契機に、人と人との絆の大切さが再認識される一方で、風評被害による人権問題や避難所等における人権問題など、新たな問題も生じています。</u></p> <p><u>こうした状況の中、国においては、平成 25 年（2013 年）の「いじめ防止対策推進法」施行、平成 26 年（2014 年）の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行に続き、平成 28 年（2016 年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）」の 3 つの法律が施行されました。特に「部落差別解消推進法」の施行は、近年、急激な情報化の進展に伴って、インターネット上における様々な誹謗・中傷や人権侵害に繋がる書き込み等が年々増加していることが背景にあります。さらに、人権侵害による被害を救済するための新たな制度の必要性が求められているところです。</u></p> <p><u>また、橋本市では男女共同参画の取り組みを推進するために、平成 27 年（2015 年）に「橋本市男女共同参画推進条例」を施行しており、本条例の第 8 条では、「性別による権利侵害の禁止」条項を盛り込んでいます。これは、セクシャルハラスメントやDV等による暴力の問題が顕在化してきていることや、性が多様化する中で、性的少数者（LGBT）の人権問題がクローズアップされてきていることを背景としています。</u></p>	<p>・ H28 年、人権三法の施行</p> <p>・ H27 年、橋本市男女共同参画推進条例の施行</p> <p>・ 平成 30 年に実施の「橋本市人権に関する市民意識調査」では、人権三法についての認識度は、50%強が知らないという結果がでている。(Q5)</p>	
<p><u>5-6. 人権施策の基本理念</u></p> <p>人権という用語は、国権すなわち公権力との関係で用いられてきたものです。その現れ方は歴史的、社会的に異なってきます。しかし、人間らしく生きることができる社会の発展を求める考えであるという点で普遍的であり、それは固定したものではなく、また国権・</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>公権力から与えられるものでもありません。</p> <p>「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」との世界人権宣言の理念は、これを侵害しようとする公権力に対する警告です。</p> <p>人権尊重の社会づくりを推進するということは、「このまちに、住んでよかった・住んでみたい」と思えるまちづくりの実現をめざすことであり、そのためには、行政主導型から、市民と行政が互いに持つ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組む協働型へ転換しなければなりません。</p> <p><u>そして、</u>私たちが生活する地域社会の隅々にまで日本国憲法の理念が行き渡るような状態をつくり出すことをめざして、人権保障の施策の総合的な推進に取り組みます<u>んでいきます。</u></p>		
<p>第2章 人権施策の推進</p> <p>1. 推進のための方向</p> <p>現代社会において、すべての人が人間らしく生きるために、個人の生命と自由を保障し、それに財産権と法の下での平等を加えて「自由権」とし、市民一般を守ることにしています。</p> <p>それに対して、具体的に、社会的・経済的に弱い立場のある人達に目を向け、個人の生活困難な市民に対して何らかの社会的支援を保障するものを「社会権」としています。</p> <p>この2つの権利を「人間の尊厳の確立」という共通の目標のもとに調和させ、その実現により、市民一人ひとりの幸せな生活条件を整備し、すべての市民が対等・平等な人間関係の中で、この地域社会で安心して暮らすことのできる環境をつくることこそ緊急の課題です。</p>	<p>・長期総合計画に「今後の課題」として記載されている。</p>	
<p>(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制</p> <p>① 人権行政推進体制等の整備</p> <p>人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策を<u>図ります</u>に<u>取り組んでおり、これを継続していきます。</u>なお、人権施策の推進にあたっては、すべての部局がこの基本方針を踏まえ、連携を図り、情報を共有しながら諸施策を積極的に推進します。</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>② 社会的援護を必要とする人のための組織づくり</p> <p>社会的援護を必要とする人を支援するには、専門的知識・豊富な経験や幅広い視野に立って相談できる人材等が必要です。</p> <p>民間の相談員や各地の支援センター、あるいは最近ではこれらの運営を行うNPO法人などがありますが、これらの個人や組織を育成・支援し、当事者が参加しやすい環境づくりを<u>推進支援</u>します。</p>		
<p>(2) 共生のまちづくり</p> <p>地域社会における排除や摩擦、あるいは地域社会からの孤立などの問題を未然に防ぐために、住民がそれらの問題の不合理的に気づき、当事者と思いを一つにし、共に生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発に努めます。</p>		
<p>(3) 地域共同体の機能の強化</p> <p>人権尊重の地域社会を実現するには、地域内のさまざまな団体・組織、例えば、子ども会、青年団体、女性団体、老人会や企業組織など地縁的組織が、組織内での人権侵害問題を生じさせないために、あらためて自らの組織を見直して見る必要があります。</p> <p>そうした努力が近隣とのつながりを好まない住民層を減少させ、地縁的組織の空洞化に歯止めをかけ、地域社会の再生に道を開いていきます。これが、地縁的關係だけではなく個人の尊厳も尊重する組織へと発展する体質改善の決め手となります。ついては、こうした組織へあらゆる機会を通して啓発に努めます。</p>		
<p>(4) 専門的機関</p> <p>人権尊重の社会づくりを推進していくためには、地域社会による排除・摩擦や社会からの孤立によって生じた社会問題を人権侵害問題として捉え、相談に乗り、その問題解決を支援・援助できる専門的機関が必要です。<u>今後、国における動向を見守りつつ、適切に対応するとともに、和歌山県、伊都振興局、橋本保健所、及び和歌山地方法務局橋本支局など、関係機関とも連携しながら、市もその役割の一翼を担っていきます。</u></p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>(5) ネットワークの形成 当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関（<u>人権擁護委員協議会</u>、福祉・医療・教育機関など）や、さまざまな組織によるネットワークづくりに努め、人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員協議会との連携 	
<p><u>(6) 相談窓口の充実</u> <u>橋本市では、平成 29 年（2017 年）度から新たに「橋本市女性電話相談」事業をスタートしました。この事業は、配偶者等からの暴力をはじめとする男女の固定的役割分担意識から生じる問題や、女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立って相談者の悩みを聴き、相談者とともに考えながら、相談者自身が問題解決の糸口を見つけられるように支援していくことを目的としています。</u> <u>また、平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果によると、過去 5 年間に人権が侵害された経験があると答えた市民が約 17%ある中で、公的機関の相談窓口を利用した市民が非常に少なく、また、同和問題（部落差別）を解決するために教育・啓発・相談活動の充実が求められています。相談はいつでもどこでもできる環境を整えることは重要な施策であり、市の各部署におけるさまざまな相談窓口を充実させていくことが重要です。橋本市には 4 つの文化センターがあり、啓発や広報活動、地域の交流事業等を実施しており、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割も果たしています。同時に、人権相談を含めた地域住民のさまざまな相談にも対応できるよう、総合相談窓口としての役割も担っており、今後も引き続き、相談体制の充実にも努めていきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度より、「女性電話相談」の開設及び「女性電話相談カード」を市内の女性トイレに配置。 ・「市民意識調査」結果より公的機関への相談は 5%未満（Q4-3） ・文化センターは地域におけるコミュニティセンターとしての機能を担っている。また啓発・相談事業も実施しており、引き続き相談窓口として充実していく。 	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>(6) (7) 推進行動計画の策定 <u>「市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を目指す」ことを目的とし、人権施策の推進をより実行性のあるものとするため、本基本方針を基に推進行動計画の策定に努めます目標を設定します。</u></p>	<p>・長期総合計画における「10年後の姿」を書き込む。 (設定した目標項目は巻末に記載予定)</p>	
<p>2. あらゆる生活場面における取組 前記の「推進のための方向」による取組に、市民一人ひとりが自主的に参加できる知恵と力を身につけるために、あらゆる生活場面において人権教育・啓発を推進します。</p>		
<p>(1) 人権尊重の育成 旧橋本市では平成12年（2000年）12月、旧高野口町では平成13年（2001年）2月に社会的な不合理に対する市民、町民の考え方・意識を知るため、『意識調査』を実施しました。 この調査結果等を尊重し、人権啓発推進委員会を組織して、新しい広がりを持った人権啓発活動に取り組んできました。 そして、新橋本市の誕生を機に、今までの人権啓発のための活動方針を引き継ぎ、新たに橋本市人権啓発推進委員会を組織して、さまざまな啓発に取り組んでいます。また、委員の自主的な活動を推進するために、別組織として橋本市人権啓発推進連絡協議会を設けて地区単位での啓発活動に取り組んでいます。 <u>また、市民意識調査については、市民の人権に対する意識を図ることを目的に、その後も継続して実施してきているところであり、平成22年（2010年）10月及び平成30年（2018年）3月にそれぞれ「人権に関する市民意識調査」を実施し、平成23年（2011年）3月及び平成31年（2019年）3月にそれぞれ報告書がまとめられています。</u> 地域社会を基盤とした家庭や保育所・幼稚園・小学校・中学校における人権教育、市民啓発・行政職員研修の実施、企業や住民組織による人権問題の取組などの展開により一定の成果をあげています。</p>	<p>・平成22年10月及び平成30年3月に、「橋本市人権に関する市民意識調査」を実施</p>	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>とりわけ人権尊重の地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが主体的な活動を展開することを通して、人間の尊さや人権について理解することが大切であり、家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、職場など生活のあらゆる場面において、生涯を通じて人権尊重の心を育ていけるよう人権教育・啓発を積極的に推進します。</p>		
<p>(2) 家庭教育</p> <p>家庭は子どもに対して生命の尊さや、社会生活を送る上で必要かつ基礎的なことがらを教えるという重要な機能を担っています。</p> <p>しかしながら、近年核家族化や少子化等家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭での祖父母・親子のふれあいが希薄になるとともに、不正やルール違反を許容したり、自由と利己主義をはきちがえ義務・責任を忘れてりする風潮など、大人のモラルの低下と相まって、家庭の教育機能が大きく低下しています。</p> <p>また、子どもや高齢者に対する虐待やDV^(*)など様々な人権問題が顕在化し大きな社会問題となっています。</p> <p>このために、家庭で一人ひとりの命や人権が大切にされる教育が行われるよう、人権や子育てに関する学習機会や情報の提供を行うとともに、家族のふれあいや対話を通じて人権意識の高揚が図られるように、家庭教育支援を行います。</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">●推進行動計画（令和7年度までに目標）</p> <p style="color: red;">法務省が出している様々な人権課題（子どもの人権、高齢者の人権など）の学習を推進し、小・中学校において学習している個別の人権課題の数 1校当たりの平均6以上</p>	<p style="color: red;">・目標の設定</p>	
<p>(3) 幼児教育・学校教育</p> <p>① 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることが、その後の成長を確かなものにします。</p> <p>幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、人権を大切にする心を育てる保育を進めるとともに、集団生活の中で、人と関わる力や共に活動する力を育て、子ども一人ひ</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>とりの特性に応じて、豊かな人間性が育まれる保育を推進します。</p> <p>② 小・中学校では、子ども一人ひとりの尊厳と権利の擁護を大切な課題としながら人権教育に取り組む必要があります。</p> <p>あらゆる機会や場において人権が尊重される教育環境を作り、子ども一人ひとりが自分の意見や主張をしっかりと持ち、他人の意見をしっかりと受けとめ、一人ひとりの立場や考えの違いを認め合い、尊重し合い、支えあえるような教育実践を積み重ねることが大切です。子どもを取り巻く大人が子どもたちの人権についての理解を深め、豊かな人間感覚や人間関係を育てたり、さまざまな人権課題に対し具体的な態度や行動で取組める力を育てたりします。</p> <p>また、子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて計画的・系統的に推進していくとともに、学校教育だけでなく、家庭や地域社会の協力も得ながら、小学校区・中学校区地域住民と一体となった人権の教育を推進していく必要があります。</p> <p>今後、命の大切さや他人の痛みが理解できる心を育み、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。</p>		
<p>(4) 社会教育</p> <p>今日の科学技術の高度化・情報化・高齢化などの急速な社会状況などの変化に適切に対応し、充実した生活や心豊かな人生を過ごせるよう、社会教育施設を充実し、生涯にわたっていつでも、どこでも自由に学習する機会が得られるように努めてきました。</p> <p>特に人権教育については、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について学習会や研修会を実施して、一人ひとりが自分らしく生きることができる自己の実現と、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人々が互いの人権を尊重し、違いを認め合い、豊かな社会生活を送ることができるよう、人権教育の推進に努めてきました。</p> <p>今後も、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付けるとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接したとき、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚をも十分に身に付け</p>		

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>ることができるよう継続した人権教育を推進します。</p>		
<p>(5) 市民啓発</p> <p>本市では各種の人権問題に関する講演会や研修会を開催していますが、旧橋本市での市民意識調査では、参加度の高さに比例して人権擁護に関する取組や世界人権宣言・条約等についての理解も高くなっています。こうした傾向は居住意思の高い市民ほど高く、また隣近所とのつき合いの程度が濃いほど高いという結果となって現れています。</p> <p>本市では人権と福祉のまちづくりに自主的に参加していこうとする地域住民が育ちつつあり、これをより一層高めていくために、手法等を検討し効果的な取組を行います。</p> <p>地域の各種団体、人権啓発推進委員会等と連携しながら、それぞれの地域社会の課題に見合った講演会・研修会の開催に努め、人権と福祉のまちづくりを推進する地域住民の暮らしのネットワークづくりに努めます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">●推進行動計画（令和7年度までに目標） <u>各地区での一体的な取り組みの促進</u> <u>人権啓発リーフレット等の啓発ツールを定期的に作成していく。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けた啓発として、人権啓発リーフレットを毎年テーマを変えながら作成し、市民に配布していく。 ・目標の設定 	
<p>(6) 市職員・教職員、医療・福祉関係者の研修</p> <p>市職員・教職員等公務員、医療職・福祉職に就く者は、人権意識の高揚と、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。</p> <p>こうした人たちを対象とする人権研修は、市職員や教職員等にあっては、<u>毎年</u>、新規採用職員から管理職員までの各層を対象とした基本研修の中に人権研修を取り入れ、実施しています。研修形態も講義型のものから、体験学習型のものへと移行しつつあり、地域社会の実態・現実に触れる研修も増えつつあります。これらに加えて、民間の研究機関等が実施する研修会等にも職員を派遣し、高度で専門的な知識の習得に努めています。</p> <p>今後、市民の暮らしや、暮らしの現実に見られる人権侵害に気づき、人権侵害を予防できる感性と実践力を持つことができるよう、より一層職員研修に力を注ぎ、また参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員間では、各課各部署の窓口対応中や電話対応中に、差別に繋がる事象が発生した時には、見逃すことなく毅然とした対応及びしっかりとした啓発を行えるよう、研修を重ねているところであり、今後も研修を重ねていく。 	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。</p> <p>また、民間の医療機関や福祉施設においては、関係部局が機会をとらえて人権研修の実施をするよう働きかけるとともに、必要な情報の提供などに努めます。</p>		
<p>(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組</p> <p>① 地域社会での人権啓発活動を推進するための母体として人権啓発推進委員会を組織しています。ここでは地域社会における不合理、克服すべき地域的課題を明らかにし、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、さまざまな形態での人権啓発活動を展開しています。</p> <p>人権問題の解決に積極的に取り組もうとする方々によって構成されている人権啓発推進委員会などは、その性格からして地域での人権擁護の取組を促進していくために有効な組織であり、人権啓発推進のモデル地区となるような活動を展開している地域も誕生しており、こうした地域社会における草の根活動を積極的に支援します。</p> <p>② 企業は地域社会を構成する重要な一員であり、地域住民に働く場を提供するという社会的使命を持っています。職場は勤労者にとって、人生の大半を過ごすところでもあり、さまざまな人生観・価値観を持った人々が集まる場所です。</p> <p>本市にあっては企業が社会的使命を果たし、併せて人権が尊重される職場づくりを進めるために、経営者による自主的組織がつくられ、経営者の意識改革はもとより従業員に対する人権研修が積極的に取り組まれ、深刻な不況下にあっても不当な解雇、人権侵害等が起きない職場づくりに取り組んできました。</p> <p>また、これに加えて、特に新たに本市で企業活動を開始する企業や新任・新入社員等に対し、本市の「人権尊重の社会づくり」の実情とその現実を説明し、正しい認識を得るための活動を展開していくとともに、<u>「はしもと出前講座」の制度を活用しながら、企業や各種団体からの要請を受けて、地域に入って積極的かつきめ細かな啓発活動を進めていきます。</u></p> <p>今後もハローワーク（公共職業安定所）や労働基準監督署、関連行政機関等とも連</p>	<p>・地域や公民館と連携した人権学習の機会を統合して啓発活動を地域全体で取り組み、3地区合同の「人権を共に考える講演会」を発展的解消する。 また、市町村事業補助金対象事業の見直しを実施して、効率的な啓発活動を検討する。</p> <p>・各種団体や市内事業者に対しては、「人権出前講座」を実施しながら、ニーズに合わせたきめ細かな啓発の機会を増やしていく。</p> <p>・事業者向け人研研修としては、平成18年度から、伊都振興局を中心に伊都・橋本管内の自治体間で伊都地方人権尊重連絡協議会を組織し、市町が連携しながら</p>	

【意見聴取】橋本市人権施策基本方針改訂（案）

橋本市人権施策基本方針・現行（下線部は修正箇所）	事務局	審議会の意見
<p>携しながら、市内のすべての企業が協力・協働するように働きかけるとともに、社員研修などに取り組み、地域社会の不合理を解決する社員を養成する人権教育を展開し、働いてよかったと実感できる職場を実現できるよう、啓発に努めます。</p> <p style="text-align: center;">● (6)、(7) ②の推進行動計画（令和7年度までに目標） <u>人権出前講座の件数 8件／年</u></p> <p>③ 人権啓発推進委員会及び人権啓発推進連絡協議会はさまざまな人権課題を受け止めて、すべての小学校区において、あらゆる公的施設（保育所・幼稚園・学校・公民館・集会所等）を拠点として、人権尊重の地域づくりを展開する必要があります。現在は生涯学習の時代であるという指摘に代表されるように、あらゆるライフステージにおいて人権について学びたいとする市民のニーズに応えるため、地域社会の身近な親しみある場所で人権啓発にかかわる集いを実施できるよう支援します。</p> <p style="text-align: center;">● 推進行動計画（令和7年度までに目標） <u>すべての地区での人権啓発活動の実施</u></p>	<p>ら、毎年テーマを決めて人権講演会「こころの研修」を企画・実施している。平成24年度からは、一般市民にも広く参加してもらえるよう広報し、人権研修の機会を提供している。</p> <p>・目標の設定</p> <p>・目標の設定</p>	
<p>(8) 人材の養成</p> <p>人権教育を推進するためにはリーダー（指導者）、ファシリテーター（学習進行者）が必要であり、人権教育の第一線に立つ人材を養成しなければなりません。</p> <p>あらゆる機会を通して市民団体にリーダー、ファシリテーター養成の研修・学習への参加を働きかけ、身近な場所で人権を語り合うことができる地域社会を実現する一助とします。また多様な研修会活動、懇談会活動を展開するために、それらを企画・立案できる人材の発掘や活用にも力を注ぎます。</p> <p><u>また、「橋本市女性電話相談」事業を継続的に実施していくため、相談員のスキルアップ及び新たな相談員の養成等に取り組みます。</u></p>	<p>・「橋本市女性電話相談」事業を継続していくため、相談員の養成とスキルアップに取り組む。</p>	